

株式会社西山人権方針

1.差別の禁止

国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向、障がいの有無などに基づく一切の差別行為を排除します。

2.ハラスメントの禁止

職場の関係者に対し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどの一切のハラスメントを行いません。またそのような発言、行動を一切容認しません。

3.強制労働の防止

あらゆる形態の強制労働を厳しく禁止し、従業員の自由と尊厳を尊重します。労働者の労働条件、賃金、労働時間の法令遵守を確保し、適切な労働環境を提供します。

4.児童労働の防止

児童労働を一切容認せず、法的な最低年齢に基づき、児童の権利と保護を尊重します。

5.過重労働の抑制・時間外労働の低減

従業員のワークライフ・バランスや健康維持・増進に配慮し、過重労働を抑制し、時間外労働の低減に努めます。また、日本国内においては「36 協定」を順守します。

6.労働者の健康と安全の確保

労働基準法を始めとする各国・地域の法令に従い、労働者が健康かつ安全に働ける職場づくりに努めます。

7.結社の自由・団体交渉権の尊重

「結社の自由」「団体交渉の権利」を尊重します。

8.最低賃金以上の賃金支払い

労働法令を順守し、生活の安定のために従業員への最低賃金以上の賃金を支払います。

2023年6月制定